

犯罪被害者支援委員会 韓国研修視察報告

ワンストップセンターを中心に

犯罪被害者支援委員会委員 清水 史 (61 期)



前列右から2人目が筆者

1 韓国研修視察

東京弁護士会犯罪被害者支援委員会では、平成22年10月10日から12日まで、子どもの権利委員会及び両性の平等に関する委員会の委員も加えた総勢14名（プラス通訳者1名）で韓国への研修視察を実施した。

視察先は、①ボラメ病院内ワンストップセンター、②大韓弁護士協会、③ひまわり児童センター、④性暴力相談所民友会、⑤女性部權益企画課、⑥法務部位置追跡（GPS）管制センター、⑦全国犯罪被害者支援連合会・スマイルセンターであった。

各施設についてごく簡単な概要を述べた上で、日



大韓弁護士協会との懇談

本における被害者支援制度の整備について参考になるワンストップセンターについて特に取り上げて報告する。

2 視察先の概要

①ボラメ病院内ワンストップセンター

「ワンストップセンター」とは、事件直後の性暴力被害者が医師の診療・性病等の検査だけでなく、被害者の身体からの証拠採取や、警察官による供述録取、心理的ケアなどを1か所（ワンストップ）で受けることのできる性暴力被害者の総合ケア拠点である。

②大韓弁護士協会

人権理事の李明淑弁護士と会談した。2009年に韓国で起きたチョ・ドゥスン事件（少女に対する性暴力事件）をきっかけに、韓国国内において性犯罪被害者に対する支援活動や制度の見直しを求める声が高まり、矢継ぎ早に新立法等の大きな動きが起こったということ、また、大韓弁護士協会内の弁護士のみならず病院長、大学教授、NGO関係者ら外部

者を含む委員によって委員会が構成され、支援活動が行われているということなどを伺った。

③ひまわり児童センター

概ね13歳未満の子どもの性暴力被害者を対象としたワンストップセンター的施設で、心理治療を重点にしている。医師による医療措置や証拠採取も行う。ただし、ワンストップセンターとは異なり警察官は常駐していない。韓国内に10か所ある。訪問したセンター（江原道所在）では2009年8月から2010年8月の間で109件を受け付けており、現在、事件後も継続的に通院して心理治療を受けている子どもは15人いるという。

④性暴力相談所民友会

民友会事務所において所長と会談した。性暴力相談所は民間団体であり、被害者支援のほか、性犯罪に関する法律改正運動、判例批判及び加害者教育を行っている。性暴力相談所は全国に約170か所あり、シェルターは約18か所ある。

⑤女性部権益企画課

女性部は、女性政策を専門に担当する行政機関であり、ワンストップセンター及びひまわり児童センターの監督官庁である。警察庁、法務省と合同で加害者更生プログラムを作成中である。民間の性暴力相談所から要望を聴き、一部予算を出す。

⑥法務部位置追跡（GPS）管制センター

子どもに対する性暴力犯罪の有罪判決を受けた者又は常習性が認められる者などの要件を満たした対象者に対し、GPSを装着し位置追跡を行って監視する施設である。スライドによる説明を受け、センター長



らとの質疑応答及び管制センター内の見学を行った。

写真上は、対象者の足首に装着するバンド（付着装置）と、携帯が義務付けられる携帯装置である。対象者ごとに定まっている侵入禁止区域（例えば被害者宅や児童施設等）に近付くと携帯装置に警告が届き、実際に侵入すると携帯装置が退出を促すとともに警察官や保護観察官が現場に急行することになっている。充電器のようなやや大型の機械は、在宅監視装置であり、帰宅時に付着装置との間で無線通信を行い、特定人であることを確認させるという。

2008年9月の制度開始後、再犯率が0.17%と著しく下がったとのことである（ただし、別の訪問先からは「GPSは運用開始して間もないため、まだ比較的再犯のおそれの低い仮釈放者しか対象者になっていない点に注意すべき」との説明を受けた）。

⑦全国犯罪被害者支援連合会・スマイルセンター

全国犯罪被害者支援連合会は全国の57の犯罪被害者支援センターを統合管理しており現在暫定的に検察庁内に間借りしている。

スマイルセンターは、犯罪被害者支援センターの1つであるが、事件後、事件が起きた場所や地域で生活するのが難しい被害者が一時的に生活し心理治

療などを受け、社会復帰のための支援を受けられる全国初の施設で、今年7月にオープンした。最大3家族が生活できるという。

3 ポラメ病院内ワンストップセンター

韓国内には、2006年8月に警察病院内に最初のワンストップセンターが設置され、現在は16のセンターが存在している（なお、現在ひまわり児童センターとの統合の試みが始まっている）。ワンストップセンターは、365日24時間体制で被害者に対応できるようになっている。法律に基づいているのではなく、女性省の長官、警察庁長官及び病院院長の三者の協定書に基づいて設立・運営されているという特徴がある。

視察先のポラメ病院内ワンストップセンターには、相談室、診療室、聴取室、モニター室、安定室、給湯室、待合室があった。洗面所にはシャワーも設置されていた。

業務は、事件直後の性犯罪被害者に対する初動措置全般である。警察経由で来る被害者もいれば、自ら直接来所する被害者もいるという。

まず相談室で相談員が被害者から話を聞き、迅速な対応が必要なケースかどうかを見極める。

次に診療室において、医師により医療措置、証拠採取、性病予防、妊娠予防等の措置が行われる。証拠採取は、「レイプキット」という証拠採取用セットを用いる。

その後、聴取室において、女性警察官が供述をとる。聴取室はマジックミラーでモニター室と接しており、聴取の様子を録画できるようになっている。特に16歳未満の子どもについては録画が法で定めら

れており（16歳以上の被害者は本人の希望によるという）、13歳未満の子どもの聴取には警察官だけでなく、児童専門家が同席する。専門家は、人形を使うなどして子どもと話をし、陳述能力について事前調査を行い、子どもの証言の信ぴょう性等について報告書を書く。供述書、録画や報告書は全て裁判所に証拠提出され、必要に応じ法廷で録画ビデオが流されることもある。出来る限り何度も陳述させることのないようにするための配慮であるという。安定室は、体調が悪い被害者が休むための部屋である。

どの部屋も広いとはいえないが、清潔感があり、安心感を与える空間であった。

スタッフは、チーム長、行政スタッフ（事務員）、警察官、相談員、看護師の5名である。医師の中には男性もいるが、常時センターに席を有しているのは女性のみである。

夏は月に120件、冬は月に80件くらい新件が来るとのことであり、その件数は2006年8月に最初のワンストップセンターができて以降、毎年20%くらいずつ増加している。PTSDなどの心理治療のため引き続き通う被害者も少なくないという。

なお、ワンストップセンターができたことで、告訴率が上がったそうである。

ワンストップセンターの存在や業務については、運営している三者がそれぞれ広報活動を行い、広く市民に伝えているとのことであった。

4 感想

韓国の支援策においても問題点は少なくないであろうが、見習うべき点、参考にすべき点は多くあった。今後の被害者支援活動に役立てたい。